

香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱

令和元年7月4日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域再生計画(平成31年3月29日認定)における高知県地方創生移住支援事業を推進するため、第2条に該当する者に対して、予算の範囲内で香美市地方創生移住支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、香美市補助金の交付に関する規則(平成18年香美市規則第48号)、高知県地方創生移住支援事業等実施要領(平成31年4月1日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる世帯とする。

- (1) 別表に掲げる移住等に関する要件を満たす単身世帯
- (2) 前号に規定する要件を満たす2人以上の世帯(別表に掲げる世帯に関する要件を満たすものに限る。)

(補助対象の除外者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、移住元市区町村の住民税及び本市の住民税等並びに高知県税の滞納者である場合
- (2) 申請者を含む世帯員のいずれかが、暴力団(香美市暴力団排除条例(平成22年香美市条例第51号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)等の反社会的勢力又は暴力団員等(同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。)と関係を有する者である場合
- (3) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者及び当該者と同一世帯の者であった場合
- (4) その他市長が適当でないとした場合

(補助基準額)

第4条 補助基準額は、第2条第1号に該当する補助対象者については60万円、同条第2号に該当する補助対象者については100万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を上限として加算する。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助基準額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、補助金交付請求書(様式第3号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 別表に掲げる各要件に該当しない事項が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条第2号に該当することとなったとき。
- (4) 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により受給者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第10条 市長は、受給者が前条に該当した場合又は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を請求するものとする。ただし、第1項第1号(イ)又は第2号の場合であって、本市に1年以上居住し、転出先が高知県内の市町村である場合は、転出前に転出届(様式第5号)を提出することにより、補助金の全額又は半額の返還を免除することができる。なお、転出後、さらに高知県内の別の市町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 補助金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
- (ウ) 補助金の申請日から1年以内に別表(2)の①の要件を満たさなくなった場合
- (エ) 第3条第1項第2号に該当することとなった場合
- (オ) 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(3) 市長がその都度定める額の返還

補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反した場合

2 前項ただし書の規定に基づき、転出届を提出した受給者は、補助金の申請日から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、市長に現況届(様式第6号)を提出しなければならない。ただし、受給者が3月1日から3月31日の間に転出した場合は、当該年度の現況届の提出は省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者の就業先が行う一定期間の研修等で他の市区町村に転出する場合には、補助金の返還請求はしないものとする。この場合、受給者は、就業先が発行する証明書(様式第7号)を提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、市長が認めた場合には、補助金の返還請求を免除するものとする。

(受給者の協力)

第 11 条 受給者は、高知県又は本市(第 10 条ただし書に該当して高知県内に転出した場合は、居住している市町村)から、受給者の就業及び居住等の実態について報告又は立入調査を求められた場合は、協力しなければならない。また、受給者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、第 10 条に規定する補助金の返還請求を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 高知県地方創生移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、受給者の個人情報(住所、世帯情報、就業先情報、補助金返還情報等)について、高知県、高知県内の市町村、他の道府県(市区町村を含む)及び国に提供し、又は確認することができる。

(情報の開示)

第 13 条 前条の情報に関して、香美市情報公開条例(平成 18 年香美市条例第 13 号)に基づく公開請求があった場合は、同条例第 6 条各号の規定による非公開情報以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(調査等)

第 14 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要な限度において、受給者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第 15 条 受給者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年 7 月 4 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この告示は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(令和 2 年 5 月 14 日告示第 96 号)

この告示は、令和 2 年 5 月 14 日から施行し、令和 2 年 3 月 16 日から適用する。

附 則(令和 3 年 4 月 8 日告示第 73 号)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 8 日から施行し、令和 3 年 3 月 10 日から適用する。
- 2 別表(1)①イ c の規定は、令和 3 年 3 月 10 日以降の転入者から適用し、令和 3 年 3 月 10 日以前の転入者については、なお従前の例による。
- 3 別表(2)①イ及び別表(2)②の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降の転入者から適用する。

附 則(令和 3 年 5 月 18 日告示第 95 号)

この告示は、令和 3 年 5 月 18 日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 1 日告示第 133 号)

この告示は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日告示第 66 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 11 日告示第 82 号)

(施行期日)

1 この告示は令和5年4月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表(第2条、第9条、第10条関係)

	内容
(1) 移住等に関する要件	<p>次に掲げる①、②及び③に該当すること。</p> <p>① 移住元に関する要件</p> <p>ア 令和2年3月15日以前の転入者</p> <p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>a 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。</p> <p>b 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第40条第1項第2号、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上の通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をして5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区以外の都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)に在住していたこと。</p> <p>イ 令和2年3月16日以降の転入者</p> <p>次のa及びbに掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。</p> <p>b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第40条第1項第2号、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)</p> <p>c a及びbにおいては、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とする。</p> <p>② 移住先に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 平成31年4月1日以降に、本市に転入したこと。</p> <p>イ 補助金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>ウ 転入先の市町村に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>

	<p>③ その他の要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、 ずれかの在留資格を有すること。</p> <p>イ 移住元の市区町村の住民税、及び本市税を滞納していないこと。</p> <p>ウ 高知県及び本市が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>
<p>(2) 就職・起業に 関する要件</p>	<p>① 就職に関する要件</p> <p>ア 一般の場合</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>b 就業先が、高知県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人 こと。</p> <p>d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、(イ)の求人により就業し、申請時において連続して していること。</p> <p>e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が補助金の対象として掲載された 日であること。</p> <p>f 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>イ 専門人材の場合</p> <p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げ る事項の全てに該当すること。</p> <p>a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職 していること。</p> <p>c 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している こと。</p> <p>d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p> <p>② テレワークに関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本 拠とする地域の業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から該当移住者に資金提供さ れていること。</p> <p>③ 起業に関する要件</p> <p>高知県が発行する起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
<p>(3) 世帯に関する 要件(世帯向け の金額を申請 する場合のみ)</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>② 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本市に転入したこと。</p> <p>④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において本市に転入後3か月以上1年 以上本市に在住していること。</p>

※上記(1)①イに示す条件不利地域の具体的な市町村は、以下のとおり(令和4年4月1日時点)

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、
青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、
神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武
市、九十九里町、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

香美市長 様

住 所
申請者
氏 名

香美市地方創生移住支援事業費補助金交付申請書

香美市地方創生移住支援事業費補助金の交付を受けたいので、香美市地方創生移住支援事業費補助
金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 住民基本台帳上の異動日（転入日） 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 全ての申請者の提出が必要な書類
 - ア 香美市地方創生移住支援事業調査書（別紙1）
 - イ 本人確認できる書類（写真付き身分証明書など）
 - ウ 移住元での在住地、在住期間が確認できる書類（移住元の住民票の除票の写しなど）
 - エ 申請者の世帯全員の住民票の写し
 - オ 申請者の世帯全員に移住元市区町村の住民税の滞納がないことの証明書
 - カ 申請者の世帯全員に本市の住民税等の滞納がないことの証明書
 - キ 申請者の世帯全員に県税の滞納がないことの証明書
 - (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ア 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東
京23区で勤務していた企業等の就業証明書等）
 - (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要
な書類

- ア 移住元での在勤地を確認できる書類（開業届出済証明書等）
 - イ 移住元での在勤期間を確認できる書類（個人事業等の納税証明書等）
- (4) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
- ア 在学期間や卒業校を確認できる書類（卒業証明書等）
 - イ 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等）
- (5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類（移住元の住民票の除票の写しなど）
- (6) 就業の場合のみ提出が必要な書類
- ア 雇用形態、応募日等を確認できる書類（就業先企業等の就業証明書等）
- (7) テレワークの場合のみ提出が必要な書類
- ア 自己の意思等を確認できる書類（所属先企業等の就業証明書等）
- (8) 起業の場合のみ提出が必要な書類
- ア 高知県が発行する起業支援金の交付決定通知書の写し

(別紙1)

香美市地方創生移住支援事業調査書

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 香美市地方創生移住支援事業費補助金（以下「補助金という。」）の内容
(該当する項目に○を付けてください)

単身・世帯の別	単身 ・ 世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
補助金の種類	就業・テレワーク・起業		

3 各種確認事項（該当する項目に○を付けてください）

別紙2「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A 誓約する	<input type="checkbox"/>	B 誓約しない
別紙2「地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A 同意する	<input type="checkbox"/>	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、香美市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	<input type="checkbox"/>	A 意思がある	<input type="checkbox"/>	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/>	A 3親等以内の親族に該当しない	<input type="checkbox"/>	B 3親等以内の親族に該当する
申請者及び世帯全員の移住元市区町村の住民税の納付状況	<input type="checkbox"/>	A 滞納なし	<input type="checkbox"/>	B 滞納あり
(テレワークの場合のみ記載) 香美市への移住の意思について	<input type="checkbox"/>	A 自己の意思	<input type="checkbox"/>	B 所属からの命令
暴力団等の反社会的勢力又は暴力団員等との関係 (世帯の場合、世帯員を含む)	<input type="checkbox"/>	A 関係がない	<input type="checkbox"/>	B 関係がある

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

4 移住元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴(5年以上の在勤履歴を記載)

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
-------	--

住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード (高知県及び香美市使用欄)	
---------------------	--

(別紙2)

1 香美市地方創生移住支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- (1) 高知県地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、高知県及び香美市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ① 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ② 補助金の申請日から3年未満に香美市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ③ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ④ 香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱第3条第2号に該当することとなった場合：全額
 - ⑤ 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ⑥ 補助金の申請日から3年以上5年以内に香美市以外の市区町村に転出した場合：半額※上記②及び⑥において、補助金の申請日から1年以上香美市に居住した場合であって、補助金の申請日から5年以内に高知県内の市町村に転居する場合は、全額又は半額の返還を免除する。
- (3) 香美市から転出することとなった場合には、転出前に転出届（様式第5号）を提出します。
- (4) 香美市から転出した場合、移住支援補助金の申請をしてから5年間を経過するまで、各年度の3月1日から3月31日までの間に、市長に現況届（様式第6号）を提出します。

2 高知県地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

高知県及び香美市は、高知県地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、高知県及び香美市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、高知県及び香美市は、当該個人情報について、高知県以外の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、高知県以外の都道府県、本市以外の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様

香美市長

印

香美市地方創生移住支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました香美市地方創生移住支援事業費補助金については、香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 交付の条件

- 香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- この交付の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、高知県地方創生移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、定期的に必要な事項の報告をすること。
- 香美市から転出することとなった場合には、転出前に転出届（様式第5号）を提出すること。
- 香美市は、香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合において、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、②及び⑥において、香美市に1年以上居住し、転居先が高知県内の市町村の場合、転出前に転出届を提出することで返還を免除する。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 申請日から3年未満に香美市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - 香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱第3条第2号に該当することとなった場合：全額
 - 高知県創業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - 申請日から3年以上5年以内に香美市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 香美市は、関係する場所に立入調査を行う場合がある。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、（5）に定める返還請求を行う場合がある。

管理コード（高知県及び香美市使用欄）	
--------------------	--

香美市長 様

住所
請求者
氏名 印

香美市地方創生移住支援事業費補助金交付請求書

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込口座

振込先金融機関		銀行 信金 農協 労金 信組						支店 支所 出張所
振込 口座	預金種別	普通						当座
	口座番号							右詰めでお願いします
	フリガナ							
	氏名							

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

委任状	
私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任します。	
請求者	住所
氏名	印

注意事項

- 1 印鑑は、補助金交付申請書に押印したものと同一印鑑をご使用ください。
- 2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名（漢数字3桁）と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では振込ができません。

第 年 月 日
号

様

香美市長

印

香美市地方創生移住支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした香美市地方創生移住支援事業費補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、香美市地方創生移住支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

取消しの理由

転 出 届

香美市長 様

現住所	〒 ー 高知県香美市	
届出人 (移住支援補助 金受給者)	ふりがな	
	氏名	Ⓜ
	連絡先	日中連絡の取れる電話番号（必ず記入してください） () ー
転出先の住所	〒 ー	
転出予定日	年 月 日	

- ※ 香美市から転出する場合、必ずこの転出届をご提出ください。転出した後、さらに別の市町村に転出する場合も同様に、香美市への転出届の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。
- ※ 転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問い合わせや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。
- ※ 立ち入り調査等を拒否する場合など、県内いずれかの市町村での居住が確認できない場合は、移住支援補助金の交付決定を取り消し、既に交付した移住支援補助金の返還を命じる場合があります。
- ※ 移住支援金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、移住支援補助金の返還対象になります。

現 況 届

香美市長 様

届出人 (移住支援補助 金受給者)	ふりがな	
	氏名	⑩
	連絡先	日中連絡の取れる電話番号（必ず記入してください） () -

現住所	〒 - 高知県香美市
-----	-------------------------

- ※ 現在の住所地を確認するため、住民票の写し（届出前の3か月以内のもの）を1部添付してください。
- ※ 高知県内の市町村に転出した場合、補助金の申請をしてから5年間を経過するまで、各年度の3月1日から3月31日までの間に、この現況届を香美市に提出してください。転出した後、さらに別の市町村に転出した場合も同様にこの現況届の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続きを行ってください。
- ※ 現況において居住されていることを確認するため、住民票担当課への問い合わせや立ち入り調査等を行う場合があります。
- ※ 立ち入り調査等を拒否する場合など、県内いずれかの市町村での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。
- ※ 補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。

香美市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

一定期間の研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
一時的転出先(研修先等)の所在地	
一時的転出先(研修先等)の電話番号	
研修等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
一時的な転出の内容 両方にチェックがない場合は、移住支援補助金の返還の対象となります	<input type="checkbox"/> 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること <input type="checkbox"/> 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること

- ※ 香美市地方創生移住支援事業費補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、香美市の求めに応じて、高知県及び香美市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。
- ※ 勤務者に対して移住支援補助金を支給した香美市から、転出前の就業先又は一時的転出先(研修先等)に就業等の状況を確認する場合があります。
- ※ 一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して移住支援補助金の全額又は一部の返還を求める場合があります。